

二扇一本の時は如常、又一つ、みとは十本の事にて候、それをばうつくしくた、みたる、うすやうの重ねたるにてつ、み、金銀の水引にてからげて引合だんしにもするられ候○中略

一繪を進上の時、長き繪をば横に益にすゑ申べし、繪のおもての方御前へ向可申候、然ば外題は御前の左たるべし、持参申者の右へ外題あるべし、又繪を益に堅にすゑ申べし、然ば外題の方、我かたへなし、可有持參候、二幅、三ぶくの時、同前○中

一金襴段子など進上に仕る時は、記録に有之ごとく古く、候とも唐包可然候、あまりにそこね候はゞ、上を引合にて包み水引にて可結候、五端十端とも進上候時は、一端づ、せん香などづ、む様にして、それをもどゆひのふときほどに、二すぢ紅にして、總を結て益にすゑらるべし、むかしの段子は卷候はでた、みたるにて候、今は一どんすにて候間、一端づ、包て總結をして可然候、總結は兩わなたるべし、一端づ、はかたわなたるべし、

一唐糸三斤、或は五斤など進上候時は、ねちたるかたを下になし、堅に益にもすゑ候へば、ねちたるかたふつさりとして見だてよく候、一斤などにて候へば、如常横にもすゑられ候、

〔武雜記補註下〕唐包とは、金襴段子は唐より渡る也、から包は唐にて包みたる也、唐紙にて包みて、青き印、赤き印などするたる紙也、

〔貞丈雜記九進物〕一進物の小袖の下とづる事、豊記抄に云、小袖、その下とづる事、數餘多候時の事に候、御成之次第に云、御練貫五重、袖のしたをとぢ、五重を又總をとぢ候て、だんしを廣ぶたにすべ、其上に練貫を置いて、紙の切目御前になすべし云々^{だんしそへざる}、小袖の袖下をとづるに、男女の替りあり、男の方は片かぎ、女の方は諸^{まち}かぎ也、どもにふさを付る也、女房故實條々に見たり、〔貞丈雜記九進物〕一進物を紙に包む折形、いにしへは城殿といふ職人のする業也、今も京都に城殿^{なり}、庭訓往來に、城殿扇とあり、城殿ガ扇名物なりし也、城殿は色々のかざり物をする者にて